

環廃産発第050812003号
平成17年8月12日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

行政処分指針について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成13年5月15日付け環廃産第260号をもって通知した「行政処分指針について（通知）」について、その発出から4年が経過し、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第93号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）等が施行されたことを踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「行政処分指針」を取りまとめたので通知する。（なお、本通知の発出時点において、平成17年法律第42号は未だ全部施行されていないが、本通知においては同法による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。また、今後おって発出する予定である同法の施行に係る環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知も併せて参考とされたい。）

おって、平成13年5月15日付け環廃産第260号本職通知「行政処分指針について（通知）」は廃止する。

ることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物
ことなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断
と。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際して
は、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の取扱い、個
別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照ら
し、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価
値が認められなかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物
該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者等が自ら利用する場合において
は、排出事業者が自ら利用する場合と異なり、他人に有償譲渡できるものであるか
否かを判断されたいこと。

② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点
における客観的な状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産
業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、
最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであるこ
と。

5 手続について

行政処分を行うに当たっては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46
条及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条の規定により教示を行う
こと。

第2 産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し（法第14条の3及び第14条の3の2）

1 趣旨

産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁
止した上で、事業の用に供する施設及び能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるも
のとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃
棄物の適正な処理を確保するものである。したがって、その基準に適合しないおそれ
があると判断されるに至った場合には、直ちに事業の停止を命ずるとともに（法第14条
の3）、法が許可を取り消すべき場合として定める要件に該当するなど、その基準に適
合しないと判断されるに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずるこ
と（法第14条の3の2）。

なお、産業廃棄物処理業者が不法投棄等の重大かつ明白な違反行為を行っているにもか
かわらず、原状回復責任を全うさせる等を理由に許可の取消処分を行わず、事業停止
処分等にとどめる事例が見受けられるが、当該運用は、不法投棄等の違反行為を事実上
追認するものであり、適正処理を確保するという許可制度の目的及び意義を損ない、産
業廃棄物処理に対する国民の不信を増大させるものであるばかりか、違反行為による被
害を拡大させかねないものであることから、著しく適正を欠き、かつ、公益を害するも

のである。したがって、こうした場合には、躊躇することなく取消処分を行った上で、
原状回復については措置命令により対応すること。

ケ 改善命令および産業廃棄物処理施設の変更許可等(平成10年6月2日～7月3日)

【概要】

(7) 改善命令の発動等

平成10年6月2日、県は、RD社に対して許可区域を越えて産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超え、産業廃棄物の飛散、流出の危険があり、産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反にあたるとして、廃棄物処理法第15条の3に基づき、維持管理準に適合するように改善を行うこと、同月8日までに是正計画書を提出し、承認を得ることを内容とする改善命令を行った。同日、RD社は産業廃棄物の超過分の一部を外部へ搬出すること、法面勾配の是正を行うこと等を内容とする是正計画書を提出した。

また、同日付で、産業廃棄物処理施設の変更許可を受けずに埋立面積および容量を超過したことは遺憾であるとして、改善計画書の提出を求める文書指導を行った。

平成10年11月11日、県が栗東町(当時)と共にRD社に立入りを行った際に、第2処分場を30m×50m×深さ20mにわたり、掘削していた(深掘り)ことが判明し、県は産業廃棄物で埋め戻さないように指示した。

その後、当初の是正計画にはなかったこの掘削について、RD社から当初は是正計画の変更という形で申し入れがあり、県はこの是正計画の変更を認めることとしたが、同年12月1日にはRD社より、県の指導に反して深掘箇所に産業廃棄物を投入していたこと、先の当初是正計画の変更の申し入れに係る報告書は虚偽の内容であったこと等の報告があった。

この一連の行為に対し、県は同年12月16日に『産業廃棄物処理施設の改善について』と題した文書をRD社に送付し改善を指導するとともに、今後不誠実な行為があった場合には、産業廃棄物処理業の許可取消しを含む行政処分を行う旨を伝え、これに対し同月21日にはRD社から誓約書が提出された。

また、同月17日には、県は深掘箇所の産業廃棄物の搬出および掘削の確認を、同月25日には栗東町立会のもと、深掘箇所の良土による埋め戻しを確認した。

(イ) 産業廃棄物処理施設の変更許可等

RD社は、平成10年6月3日付けで第1処分場および第2処分場の面積および容量拡大に係る産業廃棄物処理施設変更許可事前審査願を、同月4日付けでガス化熔融炉の新規設置に係る産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願をそれぞれ草津県事務所へ提出した。草津県事務所は、同日、これらの事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これらを収受した。

その後、環境整備課において事前審査を行った後、同月12日付けで正式にこれらの許可申請書が受付され、県はそれぞれ廃棄物処理法第15条第2項各号の許可基準に適合しているものとして、平成10年7月3日に第1処分場および第2処分場については変更許可を、ガス化熔融炉については設置の許可を

行った。

なお、変更許可後の第1処分場の面積は35,384㎡(変更前23,386㎡)、容量は292,943㎡(変更前183,150㎡)、第2処分場の面積は9,276㎡(変更前8,652㎡)、容量は122,437㎡(変更前59,550㎡)の増加となり、変更前に比べると合計では面積で12,622㎡、容量で172,680㎡の増加となっている。

【評価】

廃棄物処理法第15条の3は、「都道府県知事は、(中略)期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。」と規定するが、本件改善命令には是正計画書を提出し、県の承認を得る期限は定められているものの、改善の履行期限については定められておらず、適正な改善命令の履行を担保することができないため、その点は不適切であった。

また、前年度である平成9年度の書類が全く残っていないため、本件改善命令に至る経緯については不明であるが、RD社が提出したは正計画は、許可容量を超過した産業廃棄物の一部を搬出し、残りの産業廃棄物は平成10年5月27日に埋立てを廃止している第1処分場および第2処分場の規模拡大の変更許可により対応するというもので、事実上、変更許可とセットとなった是正計画である。また、是正計画が改善命令と同日に提出されていることから、事前に県と是正計画の内容についてすり合わせていることが推定される。

このような、違法行為の追認とも受け取れる是正内容となった理由として、県は、許可容量を超過した産業廃棄物の全量を処分場外へ搬出させることも検討したが、地元自治会とRD社との間で車両台数の制限があるため、容量超過分の全量を処分場外へ搬出するには約9年半を要し、周辺生活環境への影響が懸念されることや、防災上の観点から重大な支障を及ぼす可能性があることから、RD社に場外搬出をできるだけ行かせた上で、産業廃棄物の飛散流出を防ぐため、処分のための容量の増加を変更許可したと説明している。

しかし、産業廃棄物の処分場外への搬出に約9年半を要することによる周辺生活環境への影響を考慮して、このような是正計画を認めることは本末転倒であり、むしろ許可容量をはるかに超えた産業廃棄物が処分場内に存在することによる周辺生活環境の影響を重視し、地元住民の理解と協力を得て、許可容量を超過した産業廃棄物の全量撤去を前提とした是正計画を策定させることが必要であったのではないと思われる。

仮に、許可容量超過分の産業廃棄物について全量撤去を行わせたり、本件改善命令の履行中にRD社が深掘りを行い、産業廃棄物を埋立していた事実から、他にも同様のケースがあるのではないかとRD社を追及し、調査を行っていれば、最終的に許可容量の1.8倍の産業廃棄物が埋め立てられていたという処分場の全貌がこの時点で明らかになっていた可能性もあり、同社の責任をうやむやにするかのような変更許可を行ったことおよび変更許可とセットになった是正計画を受理したことは、ともに失当であったといわざるを得ない。

また、変更許可を受けずに処分場の規模の拡大を行ったことおよび改善命令発

< RD最終処分場の問題行政対応検証報告資料(1) >

委員提供資料③

RD最終処分場問題にかかる検証について

(H19.12.25)

検証事業		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事業			
第1期《産業廃棄物処理業許可から硫化水素ガス発生まで(S54.12.26~H11.10.11)》				
S54.12.26 ~ S57.7.13	1-①産業廃棄物処理業の許可等	<p>S54.12.26 佐野正に対し産業廃棄物処理業許可(最終処分業 品目:がれき類)</p> <p>S55.3.1 佐野正からの産業廃棄物処理施設設置届受理(最終処分場 A=9,781㎡, V=60,242㎡)</p> <p>S57.7.13 産業廃棄物処理業廃止届受理(法人組織切替えのため、佐野正への許可を廃止)</p> <p>S57.7.13 産業廃棄物処理施設廃止届受理(法人組織切替えのため、佐野正の施設を廃止)</p> <p>S57.7.13 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業許可最終処分業(品目:がれき類、廃プラ、ゴムくず、カー陶)</p> <p>収集運搬業(品目:がれき類、廃プラ、ゴムくず、カー陶)</p> <p>S57.7.13 佐野産業㈱からの産業廃棄物処理施設設置届受理(最終処分場 A=9,781㎡, V=30,712㎡)</p>	<p>・当初は跡地利用計画として「果樹園を作る」と言って同意を求めてきた(住民資料)</p> <p>・許可にあたり、地元自治会から同意書を提出されていた(原資料)</p> <p>・廃棄物処理の全てに問題があったのに、ガス化溶融炉は許可されている。いったい何があったのだろうか。(住民資料)</p> <p>・許認可にあたり、RD社と栗東町有力者との関係から、圧力があつたり、対応を緩くしたということではなかった。(職員)</p>	<p>・佐野正からの産廃処理施設設置届出および産廃処理業許可申請に対する許可等には、問題はないのではないか。</p> <p>※ 許認可全般に関し、佐野正と栗東町有力者との関係が許認可に影響していると認めるに足りる証拠はないが、その点を払拭する対応ができていたかは不明。</p>
S54~	1-②最終処分場の残容量の把握	<p>S60.5.17 産業廃棄物処理施設変更届出(最終処分場の拡大 A=23,386㎡ V=183,150㎡)</p> <p>H6.9.29 第2処分場設置許可(A=8,652㎡ V=59,550㎡)</p> <p>・県は平成2年頃から平成8年頃までRD社から産業廃棄物処理実績報告書の提出を受けていたが、実績報告書に記載された埋立処理量について精査しなかった。</p>		<p>・届出・許可時の容量の把握は問題ではなかったと思われるものの、その後提出されているRD社の実績報告書からは、埋立処理量が多いようにも見受けられるが、それを精査せずに漫然と受理したことは、RD社に対する監視が不十分であったのではないか。</p>
S61~	1-③同一場所での最終処分、中間処理、収集運搬の許可の保有	<p>S59.10.30 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可 中間処理業(破砕)(品目:がれき類、ガラ陶)</p> <p>S61.4.21 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可 収集運搬業(品目追加:紙くず、金属くず、繊維くず)</p> <p>S61.9.17 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可 収集運搬業(品目追加:燃えがら、無機性汚泥)</p> <p>S61.12.5 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可 中間処理業(焼却)(品目:木くず)</p> <p>S63.2.29 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可 収集運搬業(品目追加:有機性汚泥)</p> <p>H1.1.17 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可 ①中間処理業(焼却)(品目追加:汚泥、紙くず、ゴムくず、繊維くず、廃プラ、廃油、動植物性残さ) ②収集運搬業(品目追加:廃油、動植物性残さ)</p>	<p>・一事業者にさまざまな産業廃棄物処理の許可を与えることは危険である(住民資料)</p> <p>・幅広く処分業をやっていた会社であり、混入する機会が多いわけであるから、その点は気を付けて指導していた(職員)</p> <p>→S61.12.5 木くず焼却炉(能力:2.5t/日)</p> <p>↓</p> <p>その後、H7年10月31日に、この炉の処理能力低下のため、新しい炉(能力:4.8t/日)を設置した。</p>	<p>・同一場所で最終処分、中間処理、収集運搬の許可を得て業務を行うことは、法的には問題はなく、適切であったのではないか。</p> <p>・しかし、同一場所で最終処分と中間処理をおこなっていることにより、安定型処分場に中間処理のため搬入されたドラム缶、有機汚泥などの許可品目以外が不適正処分される可能性が高くなることをもつと認識して指導監督を行うべきであったのではないか。</p>
H3.9~H4.2	1-④許可区域外の掘削・埋立てに対する対応	<p>H3.11.2 周辺住民より苦情「RD社が近くまで穴を掘り始めている」</p> <p>→RD社に電話確認。「粘土採取と、廃棄物処分のため掘削している(法許可の範囲内)。粘土採取部分は残土で埋め戻した」と主張</p> <p>H3.12.3 周辺住民より再度苦情</p> <p>→現地調査で掘削作業確認。「一部許可区域を超えていても法に基づく届出対象外の軽微変更の範囲内」と主張</p>	<p>・この時点で掘削して変なものが埋められていないか調査するべきであった。(住民)</p>	<p>・許可区域外埋立ては、本来処分場の規模の変更届出が必要な行為であり、明確な違反行為であるから、業務停止命令を検討するべきであったのではないか。また、当初は県の中止を求める行政指導にも従っていないことから、文書指導に留めずに行政処視野に入れた対応も検討するべきであったのではないか。</p>

平成3年の深掘り穴

< RD最終処分場問題行政対応検証委員会資料 > RD最終処分場問題にかかる検証について
 刈坂 伸

(H19.12.25)

検証事業		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事業			
	H3年の深掘り穴 許可区域外埋立	H3.12.6 周辺住民より区域外埋立ての疑いについて苦情 →現地調査で廃棄物の埋立てを確認。行為の中止を指導 H3.12.12 周辺住民より区域外埋立てについて苦情 →現地調査で埋立行為が継続されていることを確認。行為の中止および埋立廃棄物の撤去(原状回復)を指導 H3.12.26 RD社が許可区域外埋立を認め、埋立廃棄物の撤去と残土の埋め戻すことを報告 H4.2.1 RD社に対し許可区域外埋立等について適正処理するよう文書指導 H4.2.20 RD社より指導内容を履行する旨の是正計画書が提出される		・この時期において許可区域外の掘削跡の確認の指導等を行わなかったことや、RD社に対する厳格な措置を取らなかったことが、後に許可容量を大きく超える埋立てを許した遠因となったのではないかと。
H3~H9	1-⑥ばい煙・ばいじんの苦情等に対する対応	H4.5.29 悪臭苦情 →H4.6.3立入り、原因廃棄物の焼却処分等を指導 H5.2.18 騒音及び悪臭苦情 →電話確認、夜間の積載行為をやめるよう等指導 H5.9.8 悪臭苦情 →H5.9.9立入り、悪臭源を適正に処理するよう指導 H6.6.10 ドラム缶保管の苦情 → H6.6.14調査、苦情にあった医療系廃棄物は入っており、調査し報告するよう指導(H6.9.7RD社より報告書提出) H6.7.13 黒煙苦情 →同日立入り、バーナー設定の徹底や原因調査について指導(H6.9.27RD社より願末書提出) H6.10.17 悪臭およびばい煙苦情 →立入り後、焼却炉の更新を含む対策を講じるよう指導	・ばい煙が飛んできたときの県の対応が「あれは水蒸気で、ばい煙なんか飛んでいない」といった丸め込み工作のような対応であった。(住民) ・そんな対応はしていないと思うが、水蒸気をばい煙と間違えて苦情を受けるケースがあり、そういう場合もあるという説明はしていたかもしれない。(職員) ・騒音の問題やなるべく黒煙を出さないような仕組みがとれないか、指導はしてきた。(職員) ・悪臭の強い煮汁がピットに置いてあり、住民が通報してから9日間放っていた(住民) ・野積み、ジクロロベンゼンの付着していた廃プラを悪臭源であるから埋め立てるように指示したのは間違いである。(住民) ・ドラム缶保管の件は、通報してから4日もたってから来た。(住民)	・悪臭や黒煙・ばい煙・ばい塵等の苦情が頻発していたことについて、苦情の都度、対応はなされているものの、18条照会や行政処分の検討を含め、積極的に法に基づく監督権限の行使を検討すべきであったのではないかと。 ・苦情に対する対応に際し、その原因を積極的に究明し姿勢が県には欠けていたように思われるが、積極的な原因究明を行うことが、結果として問題の早期是正につながるという姿勢で対応すべきであったのではないかと。
		H7.6.5 ばいじん苦情 →立入り後、原因を報告するよう指導(H7.6.16RD社より報告書提出) H7.7.14 ばいじん苦情 →立入り後、焼却炉の徹底的な見直しや社員教育の徹底等を指導(H7.9.13RD社より報告書提出) H8.6.12 すず(ばいじん)苦情 →立入り後、焼却量の減少など対策検討を指導		
H7.5~H8.3	1-⑦不適正保管産業廃棄物に対する対応 H5年に「産業廃棄物の不適正保管」に対して指導が行われた。その後改善が見られず、H7年5月19日に是正計画を提出するよう求めた。	・H5より処分場内で廃棄物の不適正保管がなされ口頭指導が行われてきたが、改善が見られないことから、H7.5.19に是正計画を提出するよう求めた。RD社からはH7.5.24に残土系廃棄物50,000m ³ (総量は100,000m ³)、木くず5,000m ³ 、廃プラ3,000m ³ の適正処理を行う旨の改善・是正計画が提出された。RD社から提出された月別報告では、5月末日に廃プラの是正が完了、6.12に木くずの是正が完了しているとのこと。残土系廃棄物については、H7.7.22にRD社と協議を行い、有効活用を図るとともに埋立量を減らすためトンネルの導入・選別がRD社より報告され、H7.8.21に是正計画の完了の報告がされた。 ・H8.4.30に処分場内の廃プラの保管場所からばやが発生し、5.15には火災が発生した。これに対して同日、立入指導を実施し、5.17にはRD社から報告書が提出された。	・50%の是正完了後、是正が進捗しない理由を調査しせず、是正指導中に約3ヶ月処分場への立入を行っているのは怠慢である。(住民資料) ・処分業許可の更新時期まで時間的余裕を与え、様子を見たとしたことは、一担当者の判断だけでは思えず、行政に強力な圧力がかけられていたのではないかと。(住民資料) ・不適正保管や防火管理不備、掘削問題等の廃棄物処理業者としての基本的問題が山積していたにも係わらず、営業停止もさせずRD社を擁護する必要があったのか。行政の毅然とした態度が欠如している。(住民資料) ・廃プラ火災の際、RD社はダイオキシンのもとである燃えがらを全部埋め立てた(住民) ・RD社からの報告では、燃えがらではなく、埋立て予定の廃プラとのことである。(県) ・立入検査を行う際にもRD社に違法がばれないように対応させるためにかなり事前に通知を行っておりずさんである。(住民) ・立入検査は原則抜き打ちで行っており、事前通告が必要な場合であっても1、2ヶ月も前から通告するようにはしていない。(職員)	・平成5年からの口頭指導、平成6年10月にもRD社からは是正計画は提出されているが、是正されていないにもかかわらず行政処分を留保し再度口頭による行政指導に留めたことは不適切であったのではないかと。 平成7年8月に一部は是正完了後、残る残土系廃棄物について、平成8年5月になっても是正をさせず、なおかつ同年9月の許可更新時まで猶予を与えたことは不適切だったのではないかと。 ・廃プラの火災の発生に対する対応については、その発生原因についての18条照会や行政処分を検討すべきであったのではないかと。 ・立入検査に関し、時期は特定できないが、職員ヒアリングによると、事前通告して、立入検査を行う場合もあったとのことであるが、旧厚生省通知では、立入検査は原則抜き打ちで行うこととされており、RD社へ事前通告して行われた立入検査については、不正や違法行為の発見に全く支障がなかったとはいえないのではないかと。

○ 最終処分場の廃止基準の概要

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(総理府・厚生省令))

○適用、×適用無し

基準の内容	廃	産 廃		
		安 定	管 理	遮 断
1 廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準 に適合していないと認められないこと。	○	×	○	×
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
4) ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
5) 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水 質 の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	○	○	○	○
6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度 で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 (1)排水基準等 6月に1回以上 (2)BOD,COD,SS 3月に1回以上	○	×	○	×
7) 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が 2年 以上にわたり認められないこと。	○	○	○	×
8) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。	○	○	○	×
9) おおむね 50cm 以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	○	○	○	×
10) 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆い については、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	○	×	○	×
11) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	○	○	○	○
12) 地滑り、沈下防止工及び外周仕切設備が構造基準に適合していないと認められ ないこと。	×	×	×	○
13) 外周仕切設備と同等の効力を有する覆いにより閉鎖されていること。	×	×	×	○
14) 埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境庁長官及び厚生大臣 の定 め る措置が講じられていること。	×	×	×	○
15) 地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していない と認 められないこと。	×	○	×	×
16) 浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目：基準に適合 ・BOD：20mg/l 以下	×	○	×	×

出典：環境省ホームページより

http://www.env.go.jp/recycle/kosei_press/h980616a/h980616a-3.html

< 廃掃法 >

< 環境基本法 >

単位 [mg/L]

有害物質等 測定の対象物質	廃 止 基 準		地下水の水質に係る環境基準 ※4 安定型最終処分場 周縁の地下水 検出されないこと
	安定型最終処分場		
	②浸透水	③周縁の地下水	
1 アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
2 総水銀	0.0005	0.0005	0.0005
3 カドミウム	0.01	0.01	0.01
4 鉛	0.01	0.01	0.01
5 有機リン	—	—	—
6 六価クロム	0.05	0.05	0.05
7 砒素	0.01	0.01	0.01
8 シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
10 トリクロロエチレン	0.03	0.03	0.03
11 テトラクロロエチレン	0.01	0.01	0.01
12 ジクロロメタン	0.02	0.02	0.02
13 四塩化炭素	0.002	0.002	0.002
14 1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	0.004
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.02	0.02
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	0.04
17 1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	0.006
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	0.002
20 チウラム	0.006	0.006	0.006
21 シマジン	0.003	0.003	0.003
22 チオベンカルブ	0.02	0.02	0.02
23 ベンゼン	0.01	0.01	0.01
24 セレン	0.01	0.01	0.01
25 ホウ素	海域以外 海域	— —	1
26 フッ素	海域以外 海域	— —	0.8
27 アモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	—	—	—
28 水素イオン濃度	海域以外 海域	— —	—
29 生物学的酸素要求量 (BOD)	20 ^{*1}	20 ^{*2}	—
30 化学的酸素要求量 (COD)	40 ^{*1}	—	—
31 浮遊物質	—	—	—
32 浮遊油抽出物質含有量	鉱油 動植物油脂	— —	—
33 フェノール類含有量	—	—	—
34 銅含有量	—	—	—
35 亜鉛含有量	—	—	—
36 溶解性鉄含有量	—	—	—
37 溶解性マンガン含有量	—	—	—
38 クロム含有量	—	—	—
39 大腸菌群数	—	—	—
40 窒素含有量	—	—	—
41 リン含有量	—	—	—
42 ダイオキシン類	—	1pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L ^{*3}
44 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	10

*1 基準省令別表第二による安定型最終処分場 維持管理基準

*2 基準省令別表第二による安定型最終処分場 廃止基準

*3 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」による。

*4 環境基本法による 地下水の水質に係る環境基準